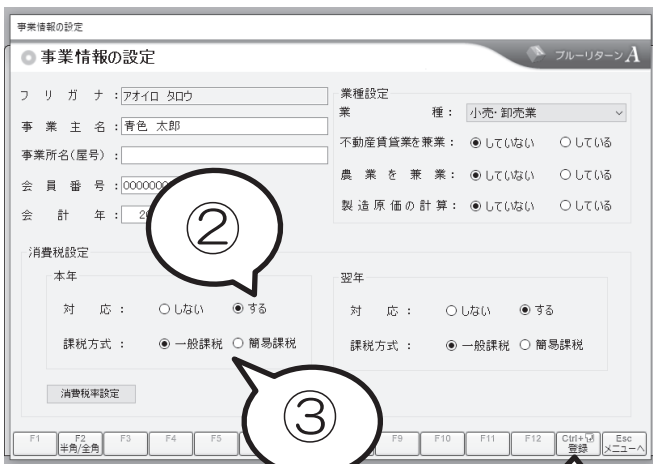


インボイス発行事業者の登録を済ませた方へ①

消費税免税事業者で令和5年10月1日からインボイス発行事業者になられた方 ブルーリターンA インボイス制度導入による消費税の設定方法



令和5年度、消費税が免除されている事業者がインボイス申請し新たに課税事業者になるという方は左記の設定を行う必要があります。9月30日までの取引の入力が完了した後、①～③の設定を行い、下記消費税の税区分等が必要になります。



- ① 「初期設定」→「事業情報設定」をクリック
- ② 対応「する」をクリック
- ③ 「一般課税」または「簡易課税」をクリック
- ④ 一般課税の入力は、取引内容に応じて、1：課税 10%・1：軽減 8%等選択してください。インボイスがある場合は空欄、ない場合は無しを選択してください。
- ⑤ 簡易課税を選択する場合は、事前に税務署に届け出が必要です。売上内容に応じて、1：課税 10%～ 6：課税 10%、1：軽減 8%～ 6：軽減 8%等を選択。インボイスの入力は出来なくなっています。

入力方法について ④一般課税

登録を
クリック

現金出納帳

年	月	日	応	補	科	目	補	科	目	入	入	入
23	1	1								税	区	分
23	1	1								開始	残	高
23	10	1	指	604	仕	入				青色	商	店
										1:課税	10%	
										8:税外	等	
												黒

売上、雑収入のみ
税区分を入力

- ・消費税取引のみ選択する
- ・税額1万円未満、税区分が税外等は選択しなくてよい。
- ・1万円以上はインボイスなければ【無し】と入れる

⑤簡易課税

売掛帳

年	月	日	応	補	科	目	補	科	目	上	上	上
23	1	1								税	区	分
23	1	1								開始	残	高
23	10	31	2	400	売	上				本日	の	売
										1:課税	10%	
										8:税外	等	
												黒

売上、雑収入のみ
税区分を入力

簡易課税は
インボイス入力出来ない

※課税事業者の方は④もしくは⑤のインボイス入力のみ変更あり。
※免税事業者でインボイス発行事業者にならない方は、今まで通りの入力をしてください。